

各人権課題の現状と課題、施策の方向性

5. 障がいのある人の人権

平成30年度人権に関する市民意識調査結果 ()内の数値は平成24年度の数値

- 障がいのある人の人権問題について関心がある人の割合 88.9% (87.8%) (17項目中、1番目の高さ)
- 障害者差別解消法の認知度 42.7% (H24設問なし)
- 障がいのある人の人権についての考え

設問	賛成	反対
①障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断れるのは問題だ	<u>85.3%</u> (—)	12.2% (—)
②企業には障がい者の法定雇用率が定められているが、利益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない	22.2% (25.9%)	<u>74.4%</u> (71.0%)
③多動の子どもが、じっとすることができないことを「親のしつけが悪い」というのは間違っている	<u>73.6%</u> (—)	24.1% (—)
④精神に障がいのある人に対しては、なんとなく不安を感じる	69.4% (54.6%)	<u>28.1%</u> (42.9%)

・網掛けのほうが、障がいのある人の人権を守ろうとする立場に立つ回答

・①の「乗り物への乗車・入店拒否は問題である」ことについて賛成する回答が8割台半ばとなり、②の「障がい者の雇用」、③の「多動の子どもに対するしつけ」についても、障がいのある人の人権を守ろうとする立場の回答は、7割を超えました。しかし、④の「精神に障がいがある人に不安を感じる」ことに同調する回答が約7割となっています。

平成30年度人権に関する兵庫県民意識調査結果(抜粋)

- 障がいのある人に関することで、人権上、特に問題があると思われることについて(回答は3つまで)

- 働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇が十分でないこと 46.9%
- 道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすいまちづくりへの配慮が足りないこと 33.6%
- 社会復帰や社会参加のための受入態勢が十分でないこと 26.3%
- 学校や職場で不利な扱いを受けたり虐待を受けたりすること 19.2%
- 病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けたりすること 15.4%
- 障がいのある人の生きる権利を認めようとしないといった優生思想のような考え方が残っていること 15.0%
- 障害者差別解消法の内容や目的が十分理解されていないこと 12.3%
- 障がいのある人の意見や行動が尊重されないこと 11.2%
- 家族が世話することを避けたり、家族から虐待を受けたりすること 10.5%
- 情報をわかりやすい形にして伝える配慮が足りないこと 10.4%
- 障がいのある人の賃貸住宅などへの入居が難しいこと 6.5%
- スポーツ活動や文化活動などへ気楽に参加できないこと 5.2%

国・県の主な動向

- 国 障害者差別解消法の施行(一部除き、H28.4月)
- 県 ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針の改定(H30.4月)
- 県 ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例(H30.4月)
- 県 障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例の施行(H30.4月)(愛称:ひょうご・スマイル条例)

丹波市の主な取組

- 住民人権学習の推進
- FMラジオ、広報紙による啓発
- ホームヘルプ、機能訓練などの障害福祉サービスや手話通訳者派遣などの地域生活支援事業の実施
- 障がい児の放課後等デイサービスなど障害者通所支援事業の実施(ミルネ内)
- 在宅の障がい者やその家族の生活支援相談の実施(基幹相談支援センターの設置や相談事業所の委託)
- 虐待を受けた人への対応と支援
- 障害者差別解消法の周知や障害者週間(12/3~12/9)における啓発活動の実施
- 障害者就労支援「ちゃれんじスペース」(春日庁舎内喫茶スペース)の運営
- 障がいについての理解促進に向けた出前講座の実施(R2年度 4件)
- 丹波市障がい者雇用優良事業所への感謝状の贈呈(1社)

丹波市の主な数値等

- 障害者手帳所持者の割合(R1年度) 7.27%
身体障害者手帳所持者数 3,254人 療育手帳所持者数 787人 精神障害者保健福祉手帳所持者数 589人
- 特別支援学級在籍児童・生徒数(R1年度) 小学校 157人 中学校 62人
- 福祉施設から一般就労への移行者数(R1年度) 10人
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用件数(R1年度) 130件
- 手話奉仕員養成研修受講者(R1年度) 32人
- 成年後見人制度利用者数(R1年度) 5人
- 相談支援事業所まごころ(こども発達支援センター内)の利用人数(R1年度) 130人

主な課題と施策の方向性

- 障がいのある人の人権を尊重する意識を高める必要がある。
⇒ 障がいのある人の人権を尊重する教育・啓発の推進
- 障がいについて理解を深める必要がある。
⇒ 障がいについての理解の促進に向けた啓発の推進
- 障がい者への虐待の防止と被害者の支援をする必要がある。
⇒ 虐待の早期発見と早期対応、虐待の防止に向けた教育・啓発の推進、組織の連携強化、解決に向けた取組の推進
- 障がいのある人の権利を擁護する必要がある。
⇒ 成年後見人制度の周知と支援の推進
- 障がい者への差別を解消と合理的配慮の提供を進める必要がある。
⇒ 障害者差別解消法の周知と啓発の推進
- 障がい者の社会活動への参画を促進させる必要がある。
⇒ 移動しやすい環境の整備やスポーツ、芸術文化を含めた社会活動参画への支援の推進
- 暮らしやすい環境を整備する必要がある。
⇒ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
- 障がい児の療育を充実させる必要がある。
⇒ 特別支援教育、療育支援の充実